

会議録

会議の名称	第5回登米市上下水道事業運営審議会
開催日時	令和6年3月22日(金) 13時30分開会 16時00分閉会
開催場所	登米市役所登米庁舎 2階 201~203会議室
座長(議長)	会長 山田 一裕
出席者の氏名	木村千代委員、熊谷毅委員、佐藤雅子委員、千葉慶起委員、千葉秀子委員、沼倉芳雄委員、山田一裕委員 以上7名
欠席者の氏名	菅原昭委員、伊藤秀雄委員、及川由美子委員、猪股圭太郎委員、鈴木郁子委員
事務局職員職氏名	上下水道部長 細川宏伸 上下水道部次長兼水道施設課長 鈴木安宏 (経営総務課) 佐々木課長、菅原補佐、菅原係長、 及川主幹、石堂主事 (水道施設課) 高橋補佐 (下水道施設課) 星課長、杉田補佐、小出補佐、加藤係長
議 題	1 開会 2 会長挨拶 3 会議 (1) 会議録署名人の選任 (2) 登米市地域水道ビジョンの改訂について (3) 登米市水道事業経営戦略の改訂について (4) 登米市下水道事業施設統廃合計画について 4 報告 (1) 今後の合併処理浄化槽整備について 5 その他 6 閉会
会議結果	別紙のとおり
会議経過	別紙のとおり
会議資料	資料1 登米市上下水道事業運営審議会委員名簿 資料2 (案) 登米市地域水道ビジョン 新旧対照表 資料3 (案) 登米市水道事業経営戦略 資料4 登米市下水道事業施設統廃合計画について(概要版) 資料5 今後の合併処理浄化槽整備について 資料6 宮城県内の浄化槽整備状況について 資料7 登米市水道・下水道事業における東日本大震災の災害復旧費とその財源について 資料8 人工衛星を活用した水道管路の漏水調査の共同発注について 資料9 今後の審議会の予定

発言者	発言要旨
【1 開会】	
会議資料の確認後、開会を宣言。	
【2 会長挨拶】	
<p>皆さま本日は年度末のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の予定としては16時くらいを目途に審議を終了させるスケジュールを組まれているようですので、手際よく進めていきたいと思えます。すでに審議されている項目もありますが、資料の内容についてご発言、ご意見いただければと思えます。また、答申の作成もあるので、いろいろと確認いただければと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>	
【3 会議】	
(1) 会議録署名人の選任	
事務局	<p>審議会条例第6条第1項の規定により、本会議の議長に会長を指名。 審議会条例第6条第2項の規定から過半数の委員の出席があり、会議が成立したことを報告。</p>
会長	<p>会長より委員名簿順に従って木村委員と熊谷委員を指名し了承を得た。 審議会の公開並びに傍聴、会議録の開示掲載について、「登米市審議会等の会議の公開に関する指針第4条並びに第7条の規定により傍聴席の設置と会議録をホームページに掲載することを説明。</p>
(2) 登米市地域水道ビジョンの改訂について	
会長	<p>「登米市地域水道ビジョンの改訂」について事務局に説明を求めた。</p>
事務局	<p>(資料2に基づき説明を行う)</p>
会長	<p>この資料についてはすでに何回か審議をいただいている中で、修正の確認ということになりますが、改めて何かお気づきの点がございましたらご指摘をお願いいたします。</p>
会長	<p>言葉の使い方の確認ですが、「市民(利用者)」と表記されているところがいくつかあります。その記述の仕方と「利用者」という表現では何か使い分けをされているのでしょうか。具体的に言うと35ページの基本理念の最下行では「利用者の立場に立った施策を展開する」とあり、43ページの真ん中では「市民・利用者」とあるので、使い分けをされているのであれば確認のため説明をお願いしたいと思えます。</p>
事務局	<p>特段使い分けをしているというわけではございませんので、「市民(利用者)」という表現に統一させていただきます。</p>
委員	<p>13ページの登米市の変遷の文中では本市と表記されているのですが、21</p>

会長	<p>ページでは登米市水道事業となっているので、文言は統一した方が良いのではないかと思いますがいかがでしょう。</p> <p>この場合は固有名詞ですので、固有名詞として表記する場合は登米市と入れていただいて、指示する用語として使う場合は本市で十分だと思いますので、文章の内容に応じて使い分けてください。</p>
(3) 登米市水道事業経営戦略の改訂について	
会長	「登米市水道事業経営戦略の改訂」について事務局に説明を求めた。
事務局	(資料3に基づき説明を行う)
会長	前回からの修正点について説明をいただきました。委員の皆様から意見あるいはご確認がありましたら、挙手のうえご発言をお願いいたします。
委員	27 ページの衛星等を活用した漏水箇所の特定というのはいつ頃から始まるのでしょうか。
事務局	後ほど説明しますが、先日新聞やテレビで報道されましたが、複数の市町村等で連携して衛星を活用した漏水調査を来年度から始めようということ急遽の動きで年度末に合意したところとです。
委員	先月、春にしか使わない事務所の検針で 17 m <sup>3</sup> の漏水が判明したということがあったので、検針以外の機会に漏水を発見してもらえれば助かります。
事務局	個別のお宅のタイムリーな漏水に対する改善策になるかは難しいです。現在は地中の配水管に対し漏水が発生していないか聴音調査を行っている業務を減らすという取り組みになります。細かい部分の漏水を発見する場合もあるかと思いますが、1か月の検針よりも短いスパンでタイムリーに漏水を発見するというものではないかと思えます。
会長	今の衛星を活用した漏水箇所の特定について懸念しているのは、この漏水調査業務は委託をされるわけですよね。今まで取り組んでいるブロック化による漏水調査等の作業も含まれているので、多分パラレルでうまく使い分けていくものかと思いますが、委託をされる事業者さんがこの衛星等の技術を有するか使いこなせることが業務を発注する際の条件になってしまうのでしょうか。
事務局	衛星による調査は、現在地上で行っている漏水調査とは別途で委託をしますので、従来型の包括委託については衛星に関する技術が契約の条件になることはないと思っております。
会長	新聞によると愛知県の水道局さんでも衛星調査を導入した契約をされたという報道がありましたが、かなり特殊な技術で、本社がイスラエルにある会社で日本のある企業が代理店をしているとのことで、独占的な契約をするということになるのでしょうか。

事務局	最低2社はありますが、その後に新規参入がなければ事実上その2社の競争ということになると思います。
会長	衛星を使った画像解析の分野というのはどんどん伸びているので、こういったものが行政調査に限らずインフラ整備の主たる調査技術になっていくというのは時間の問題かと思っていたので、いろんな事業者さんが新規参入してくることは非常に喜ばしいことです。要するに限られた会社の限られた技術しか契約できないというのは経営的に懸念事項であると思っていたところでした。
事務局	(資料7に基づき説明を行う)
会長	復興事業に対する措置というのは時限付きのものなのでしょうか。
事務局	時限はございませんが、本市の復旧事業は全て完了しています。
会長	26 ページで、「令和4年度末現在 63%の基幹管路耐震管率を令和15年度までに92%に向上」とありますが、この更新延長が何km相当なのか内訳が分からないので、資料の確認も含めてご説明いただければと思いました。同じように27ページの(2)の管路の耐震化と老朽管の更新も数字の合わせ方がよく分からない。
事務局	令和4年度末現在で約93kmある基幹管路のうち59kmが耐震化されているということで63%となっております。計画期間内に27km耐震化工事を行い、92%に向上するものです。
会長	ありがとうございます。実は6ページの配水施設の項目でも送水管、導水管、配水管と様々な管路名が出てきてそれぞれ数字が出ていますが、基幹管路というのが全体で何kmかというのが見当たらなかったの、どこか説明しやすいところで結構ですので、報告していただけるとありがたいです。
会長	私からもう1点だけすみません。37ページで先ほど修正部分のご説明をいただいた動力費に関する事項で「保呂羽浄水場再構築事業では水位差等を利用した使用電力の削減を検討しています」と説明されていますが、普通の人聞いても分からないと思うので、自然流下による動力費削減といった形で、ポンプアップしなくても自然流下で賄えるというような説明にしないと分かりにくいかなと思います。
(4) 登米市下水道事業施設統廃合計画について	
会長	「登米市下水道事業施設統廃合計画」について事務局に説明を求めた。
事務局	(資料4に基づき説明を行う)
委員	3ページの図中にある「P」というのは何を示しているものなのでしょうか。

事務局	ポンプ場を示しております。凡例の中で説明が抜けていたので追記いたします。
会長	資料等適宜ご提示いただいているところでございますが、確認のため質問をさせていただきます。処理区間の接続や処理場を廃止するという内容の統廃合計画ですが、この作業において接続をするときにそれぞれの施設の高低差の兼ね合いから新たなポンプの新設等の予定というのはあるのでしょうか。それともそういったものを考えなくとも自然流下が確保できる結びつきになっているのでしょうか。
事務局	概算事業費の算定にあたって、地形の状況等についても一定程度考慮したうえで自然流下が可能な箇所とポンプの新設が必要となる箇所をそれぞれ見込んでおります。
会長	<p>そういう説明も入れておいた方が良くと思います。</p> <p>こういう統廃合計画を別の自治体で検討させていただいたときに、地盤高といいますがどのくらいの標高にある施設がどこに結びつくのかというのを断面図のような形で資料として提示していただいたことがあります。そういった資料があればどの区域間がつけやすいか、あるいはポンプが必要となるか一目瞭然になるので、何か別途資料を用意されると良いのかと思います。</p> <p>それともう1点、6ページの資料の白抜きと塗りつぶしの違いは何か凡例で示しておいた方が良くないかと思います。この違いは計画の状態を表しているものなのでしょうか。</p>
事務局	丸のものにつきましては事業時期が決まったもの、三角のものについては事業時期未定のものを示しております。また、白抜きは各種設計業務等の委託期間、黒塗りは工事の期間を示しております。
会長	複雑なので別枠で凡例として示していただいた方がわかりやすいですね。
委員	地域住民に統廃合についての説明会などを行う予定はあるのでしょうか。
事務局	この計画全体の説明というのは考えていませんが、公共下水道の全体計画の見直しや認可変更にあたっては都市計画も絡むので一定の説明をすることになります。実際皆さんが使うにあたっては流す先の処理場が変わっても使用料は同一体系なのであまり影響が出るものではないです。大体の場合は処理場のところにポンプを設置して圧送するような形になるので、工事に入る前の段階で一定の説明というのをすることになるかと思います。また、全体計画の変更についてはホームページ等でお知らせする形になります。
会長	それは対象となる地区の住民にのみ公開されるような感じになるのかそれとも都市計画の全体の説明の中の一部として紹介されるのでしょうか。
事務局	農集から公共に接続する部分については公共下水道の計画変更を行う必要があります。そうすると都市計画区域について都市計画決定をするので、そのために説明会を行うことになります。

会長	それ以外では処理区別の工事に入る際に、地域住民へ工事内容の説明をする形になるかと思えます。
会長	使っている方々からすると特に利便性が変わるものではないので、実際の工事に対する直接的なストレス等に対する情報公開、説明があれば良いかと思えます。
会長	それではただいまの意見等を盛り込んでいただいて答申の作成につなげていただきたいと思えます。本日ご意見いただきました登米市地域水道ビジョンの改訂、登米市水道事業経営戦略の改訂、登米市下水道事業施設統廃合計画について答申案の作成をいたします。
事務局	それでは 10 分ほど休憩をいただき、その間に市長に提出する答申案を作成させていただきますので暫時休憩といたします。
答申案の作成のため休憩	
事務局から答申案について説明	
会長	皆さまにご議論いただいた内容については、すでにビジョン及び経営戦略に反映させていただいているものとして受けとめて、この答申案の内容について妥当と判断したものです。ただ、ビジョンとか経営戦略が出来上がったからうまくいくものではありませんので、時間とともに情勢が変わる中でさまざまな判断をしなければなりません。修正を行う必要があるならばその内容を検証して、市民の方々に周知してほしいということはこの審議会の意見として付け加えさせていただくということで案が出ました。 この内容について皆さまからご意見等ありましたらご発言いただきたい。
委員	答申案において「3 上下水道事業の重要事項について」とありますが、こちらは内容が下水道事業施設統廃合計画ですので、文章もこれに合わせた方が良いのではないのでしょうか。
事務局	「登米市下水道事業施設統廃合計画」という文言に修正させていただきます。
会長	他に意見等が無いようなので、只今の内容で修正のうえ、市長に提出させていただきます。
【4 報告】	
(1) 今後の合併処理浄化槽について	
会長	「今後の合併処理浄化槽」について事務局に説明を求めた。
事務局	(資料5に基づき説明を行う)
会長	ただいま説明をいただいた合併処理浄化槽整備について、本日結論を出すような議題ではありませんが、資料を確認いただいて次回議論していただく

	<p>ための意見、ご確認をいただければと思います。</p>
委員	<p>合併処理浄化槽の整備手法について、個人で合併処理浄化槽を設置した場合、市からの補助はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今現在は申請を受けたら市で浄化槽を設置するという事業を行っておりますので、個人で設置する浄化槽に対する補助はないという状況です。市で浄化槽を設置する団体よりは個人設置浄化槽に対する補助を行う制度の団体が多数となっております。</p>
会長	<p>確認ですが、整備手法を変えた場合、新たに合併処理浄化槽を設置するご家庭に対しては個人で設置をお願いしたいというそういう方針の転換を行うという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>方針の転換を行うというところまで決定してはいませんが、経営改善を進めるうえで浄化槽事業に係る部分を改善するためには、使用料を別形態にするか、もしくは浄化槽を市で設置するのではなく個人設置に対する補助金型に改めることで負担を軽減できないかと検討しているところです。</p> <p>資料6ページの浄化槽事業の経営状況の中で、経費回収率という費用に対して使用料でどれくらい賄えているかを示す指標を掲示しております。令和4年度決算において公共下水道については97%くらいを使用料で賄えているのに対し、浄化槽事業は50%にも届いていないという状況です。</p>
会長	<p>要するに新たに設置するご家庭に対しては個人設置を進めていくことを今後検討するというところでよろしいですね。すでに設置されているところは市設置型の中での維持管理を継続するという感じでしょうか。</p>
事務局	<p>今検討している制度の一つとして、一定程度消耗機器等の修繕をしたうえで、受けていただけたところについては市から個人に譲与する制度も行いたいと考えているところです。</p> <p>将来的には耐用年数期間中の更新は市で行いますが、それ以降の更新については補助金型の浄化槽を設置してもらうような形に移行したいと考えております。</p>
会長	<p>それは大変な議論になると思います。この市設置型浄化槽というのは計画的な水保全に寄与したという側面が大きいわけですから、それを個人設置に変えていくということは言葉が悪いですけど、水環境の質の劣化を許容するのかという解釈になってしまう。せっかく今まで築き上げた水の里としての登米市の姿勢が問われるかなと思います。そこは丁寧に説明して理屈が立つような資料の作成をお願いします。</p>
会長	<p>次回もし資料として作成できるのであれば、今ご説明いただいたように、更新するうえでどのくらいの費用が掛かるものなのか、何年スパンで更新を要するものなのかといった情報があれば個人に対する負担の雰囲気も伝わってくるかなと思いました。作れるようであれば合わせてお示しいただければと思います。</p>
委員	<p>個人設置浄化槽の場合は、上水道の料金のみを市に納めて、維持管理につ</p>

	<p>いては各自で個人的に業者と契約するという形になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>個人設置の浄化槽については、各自で業者に委託をして管理してもらうということで、10 ページに掲載している金額は標準的にこのくらい掛かるというものになります。</p>
会長	<p>一般的に浄化槽設置の際に、宅地面積に対して浄化槽の人槽が決まってくるよな。地方は世帯人数のわりに宅地面積が広くて過剰な浄化槽を設置しなくてはならないということで、思った以上に経費が掛かってしまうということが昔はありました。今どのようにコントロールされているのか分かりませんが、人槽の適正化というのも維持管理するうえで重要な要素であると思うので、それも踏まえて試算を精査していただければと思います。</p>
委員	<p>補助金型の浄化槽というのはいつから始まったものなのでしょうか。昔は無かったですよね。</p>
事務局	<p>登米市では合併前に津山町で平成3年から個人設置浄化槽に対する補助金制度があり、豊里町を除く7町で補助金制度がありました。豊里町で平成10年度、迫町で平成14年度、南方町で平成16年度から市設置型の浄化槽が始まり、合併直前は6町で補助金制度があったようです。</p>
会長	<p>ちなみに補助金というのは国と市でそれぞれの割合で出されるものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>2 ページに標準的なスキームを示しておりますが、補助金型の場合、設置費の4割部分に補助金を出して、そのうちの3分の1が国から措置されるものになります。</p>
会長	<p>極端に毎年何百という設置が進められるわけではないと思うので、ここにかかる一時的な財源というのは大きな負担にはならないかとは思いますが。引き続きこういったところでどういう負担が発生してくるのか、さまざまなパターンで資料としてお示しいただければと思います。</p>
事務局	<p>審議会と並行して、常任委員会にも先日同じような資料で説明をしております。その中でも制度を変えた場合と変えない場合で、市の負担がどのように変わっていくのかというシミュレーションも見せてもらわないと判断できないということでしたので、経費面のシミュレーションや、既存の浄化槽の取り扱いについても、先進自治体はあまり少ないですが調べながら方向性を考えて、内容をご提示しながらご意見を伺えるように進めていきたいと思っております。</p>
会長	<p>市設置型なのでどういう方々がお使いになっているかという家族構成等も情報として持っているのかなと思いますので、そうすると今後何年利用できる状況にある浄化槽なのか、どの時点で更新が必要となる浄化槽なのか等、細かい条件にしても煩雑になるだけですが、大きな要素としてそういった条件を少し頭に入れて、議論しやすい情報提供をしていただければと思います。</p>

【5 その他】	
人工衛星を活用した水道管路の漏水調査の共同発注について	
会長	「人工衛星を活用した水道管路の漏水調査の共同発注」について事務局に説明を求めた。
事務局	(資料8に基づき説明を行う)
委員	登米市の負担額は7,560千円になるとのことですが、これまでの漏水調査業務の事業費はどのくらいだったのでしょうか。
事務局	年間で23,000千円程度となっております。これまでの路面で行う調査では年間300kmから400kmの調査を行っておりまして、市内の配水管の延長が1,400kmほどですので、全体の調査には5年ほど掛かっております。 先進自治体の例では、路面での漏水調査の範囲を15%から20%程度まで絞れたとの例があり、他自治体との共同発注とすることで、さらに経費の軽減が図られます。
委員	補助金はいつまで交付されるものですか。
事務局	補助金の対象となるのは初年度のみとなっております。
会長	年額7,560千円の経費と非常に魅力的ですが、漏水調査の結果、工事が必要となった場合に、その工事は年度内に完了できるものなのでしょうか。要するにその時間のタイムラグが漏水による損失になるわけで、工事が適切に完了しないとその効果は活きないので、なにか説得力のある情報があれば良いと思います。
事務局	人工衛星による調査で漏水箇所がある程度絞り込むことができれば、即座に路面音聴調査を行って漏水箇所の特定を図ります。修繕費ということで予算の枠は確保しておりますので、緊急工事として対応します。
会長	多分その件数が倍増するものかと思います。年度内の予算で間に合わなくて工事が遅れば遅れるほど、結果的に従来の調査方法と経費が変わらないのではないかという話になりかねない。
事務局	従来5年間で調査していたものが2年間で完了することで、従来よりも修繕費が必要となりますが、発生している漏水による損失も考慮しながら、なるべく早く人工衛星による調査の結果を現地調査に反映して修繕するという方向で考えています。
会長	計画的に工事を行う箇所と突発的に発生する箇所があつて、工事箇所が増えることで結果として経費が嵩んでしまうということになりかねないのかなと思います。今回のデジタル利用でうまく機能するところと、そうでないところを資料として整理して提示されることに期待をしております。

今後の審議会の予定について	
会長	「今後の審議会の予定」について事務局に説明を求めた。
【6 閉会】	
事務局	<p>本日も長時間にわたりご審議、ご意見等いただきましてありがとうございます。また、今年度計画しておりました3つの計画について答申をいただきましたので、これを市長に提出して計画の決定をしたいと思うところでございます。本日報告しました施設統廃合計画以外にも、今後さまざまな経費縮減改革の取り組みを進めているところでございます。次回以降は上下水道ビジョンの改訂について諮問をさせていただくことになるかと思っております。そういった計画、経営改善の取り組みについてご意見等をいただきますので、来年度も引き続きよろしく願いいたします。</p>